

山形県次期基幹高速通信ネットワーク再構築に係る基本設計業務

落札者決定基準

令和6年4月

山形県

「山形県次期基幹高速通信ネットワーク再構築に係る基本設計業務」の調達に係る落札者の決定については、入札公告及び入札説明書に掲げる要件のほか、この落札者決定基準によるものとする。

1 審査機関

- (1) 総合評価落札方式一般競争入札により落札者を選考するため、学識経験者等により構成される山形県次期基幹高速通信ネットワーク再構築に係る基本設計業務総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 本委託業務の価格以外の要素として入札者に求める提案（以下「業務提案」という。）の内容の評価は、審査委員会において実施する。
- (3) 審査委員会は、業務提案の評価を行い、2の（1）落札者の決定方法に基づき価格その他の条件が本県にとって最も有利な者について決定する。

2 総合評価の方法

(1) 落札者の決定方法

ア 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日、書面で通知する。

イ 総合評価点の最も高い者の入札価格が、「山形県低入札価格調査制度実施要綱」（以下「低入札調査要綱」という。）第3条による調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回るものであった場合は、入札を終了し、総合評価点の最も高い入札者について、低入札調査要綱第6条第2項による本件調達役務の内容に適合した履行がなされるか否かを調査（以下「履行適合調査」という。）した上で落札を決定することとし、この場合、入札結果は、後日書面で通知する。

ウ 履行適合調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その入札を行った者を落札者に決定する。

また、当該入札価格によっては、契約の内容に適合する履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該入札者を落札者とせず、次に総合評価点が高い者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。この場合において、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、前項及び本項の規定を準用し落札者を決定するものとし、次順位者の変更は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者において落札者が決定するまで繰り返すものとする。

エ 前2項により履行適合調査の対象となった者が落札者になった場合は、低入札調査要綱第9

条に基づき契約履行の状況等について報告を求める場合があり、落札者はこれに応じるものとする。

オ 総合評価点の最も高い者が二人以上あるときは、業務提案評価点の高い方を落札者とする。それでも同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

カ 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

(2) 業務提案の評価項目及び得点配分並びに評価項目に対する評価基準

評価項目及び得点配分並びに業務提案の評価項目に対する評価基準は、「別表 業務提案評価基準（以下、「別表」という。）」に定めるとおりとする。なお、概要は以下のとおり。

評価項目（概要）	項目数	配点
I. 事業全体方針	1	20
II. 委託業務	12	510
III. 業務実施体制	4	220
合計	17	750

(3) 業務提案の評価方法

ア 業務提案の評価は、別表に定める各評価項目の配点の上限の範囲内で、評価ランクによりA～Eの評価を行い、それぞれのランクに該当する配点率を、各評価項目の配点に乗じて算出した業務提案評価点を付与する。

<配点表>

評価ランク		配点率
A	非常に優れている	100%
B	やや優れている	75%
C	標準的である	50%
D	やや劣っている	25%
E	劣っている（又は記述が無い）	0%

イ 入札参加者の業務提案評価点については、審査委員会各委員の採点を平均した点をもって、その業務提案評価点に係る得点とする。ただし、必須記載項目については、1つでも0点と

なった場合は、それまでに評価した項目を含めて、すべての評価項目の業務提案評価点を0点とする。

ウ 審査委員会は、原則として次の方法により評価を行うものとするが、その他必要に応じ提案書について入札参加者に内容確認を求めることがある。

i 書面審査

提案書の内容を確認し、評価する。

ii 対面審査

書面上確認しがたい内容について口頭審査等を行い、評価する。

対面審査は次により行うので、入札参加者は、主任担当者等の出席及び説明に配慮すること。

なお、対面審査に出席できない場合は、書面審査のみをもって評価を行うものとする。

(ア) 開催通知

提案書の提出期限後に、連絡を行う。

(イ) 開催月日（予定）

令和6年5月28日（火）

(ウ) 開催場所（予定）

山形県庁舎内

(エ) 出席可能人数

5名以内とする。

(4) 入札価格の評価方法

入札価格評価点の評価は、その入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

「入札価格評価点（1点未満切捨て）＝（1－入札価格／入札書比較価格）×250」

(5) 総合評価点の算出方式

入札価格評価点及び業務提案評価点の合計を総合評価点とする。

3 その他

入札をした者は、入札後、入札説明書、仕様書、提案書作成要領、落札者決定基準及び提案書の内容等について不明、錯誤等を理由として異議を申立てることができない。

別表 業務提案評価基準 山形県次期基幹高速通信ネットワーク再構築に係る基本設計業務

評価項目			評価内容	配点	必須記載項目	仕様書記載頁
大項目	中項目	小項目				
I. 概要	1 基本方針	1 本業務の基本的な考え方	・本業務の目的や県の方針等の基本的な考え方に関して理解した内容について具体的に記載すること。 ・県基幹ネットが抱える課題に対する対応の方針について記載すること。	20	○	1
項目数 1				20	-	-
II. 委託業務	1 要件定義及び基本計画作成	1 現行基幹ネットの現状分析及び課題整理	・現状分析及び課題整理について、具体的で有用な方針や手法が記載されていること。	50	○	3
		2 無線LANに係る現状分析及び課題整理	・現状分析及び課題整理について、具体的で有用な方針や手法が記載されていること。 ・他自治体等の事例が考慮されていること。	80	○	4
		3 技術動向及び市場調査	・最新の技術動向や他自治体の導入事例等を基に、本県の課題を解決するための提案がされていること。	20	○	4
		4 要件定義及び基本計画の作成	・要件定義及び基本計画について、必要な項目や範囲が具体的に記載されていること。 ・要件定義を円滑に進める手法についての提案があること。	60	○	4
		5 その他要件定義に係る留意事項	・仕様書で示した「ア」～「エ」の要件が記載されていること。 ・その他必要に応じて有用な提案があること。	80	○	4
	2 基本設計	1 構築概要	・仕様書に記載された項目について、設計方針や具体的な手法が記載されていること。	20	○	7
		2 更新方法	・仕様書に記載された項目について、設計方針や具体的な手法が記載されていること。	20	○	8
		3 運用方法	・仕様書に記載された項目について、設計方針や具体的な手法が記載されていること。	40	○	9
		4 調達方法	・仕様書に記載された項目について、設計方針や具体的な手法が記載されていること。	20	○	10
		5 ライフサイクルコスト積算	・費用削減の手法を具体的に示していること。 ・無線LAN導入に係る複数案提示の方針や手法が記載されていること。	20	○	10
		6 調達支援	・具体的かつ効果的な調達支援方法が記載されていること。	20	○	10
	3 その他	1 その他提案	・設計業務全般で実施する作業等について、本県の現状や課題を踏まえた有用な提案があること。	80	○	10
	項目数 12				510	-
III. 作業の実施に関する要件	1 業務計画及びプロジェクト管理	1 業務計画書の作成	・業務計画及びプロジェクト管理の方針や手法が記載されていること。	60	○	11
		2 関連事業者等との連携・調整	・関連事業者の連携・調整についての方針が記載されていること。	60	○	12
	3 事業実施体制	1 業務経験者	・本仕様書に定めた業務経験者が配置されていること。 ・主任担当者や部門責任者に求められる経歴や資格が記載されていること。	50	○	13
		2 業務履行実績	・本仕様書に定めた業務履行実績が記載されていること。	50	○	14
項目数 4				220	-	-
総項目数 17				750	-	-